

解体工事特記仕様書

工事名	令和7年度町単独旧助小学校体育館解体工事
施工箇所	那賀郡那賀町木頭助
概要	体育館解体工事280m ² 、跡地整地950m ² 他

1章 解体一般共通事項

1. 一般事項

1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

(1) 公共建築改修工標準仕様書(建築工事編) 令和7年度版(以下「改標仕」という。)

(2) 公共建築改修工標準仕様書(電気工事編) 令和7年度版

(3) 公共建築改修工標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年度版

(4) 建築物解体工事共通仕様書 令和4年度版(以下「解体共通仕様書」という。)

2. 受注者は、設計図書(別冊の図面、解体共通仕様書、特記仕様書、現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、責任をもって履行する。

3. 設計書の優先順位は、次の順とする。

(ア) 質問回答書 ((イ)から(オ)に対するもの)

(イ) 現場説明書

(ウ) 特記仕様書

(エ) 別冊の図面

(オ) 解体共通仕様書

2. 施工条件

1. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用する者とする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることがわかる写真を監督員に提出するものとする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」なお、同規定に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

2. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで

排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

3. 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
4. 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に30日間適宜配置すること。
 - (1) 警備員は、延60人(日中60人、夜間0人、内検定合格警備員0人)を見込んでいる。
 - (2) 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画及び合格証明書の写し等資格要件の確認が出来る資料を事前に監督員へ提出すること。
 - (3) 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は、合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときはこれを提示すること。
 - (4) 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請工事(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
 - (5) 受注者は、「交通誘導警備員勤務実態調査書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
5. 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

3. 工事関係図書

1. 工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法、建設副産物の処理等について施工の具体的な計画を定めた施工計画書(総合施工計画書等)を作成し、監督職員に提出する。
2. 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
3. 上記の施工計画書には、「地下埋設物の近接作業に関する事項」を設けること。
4. 施工図、原寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出すること。

4. 安全衛生管理

1. 建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事等編)(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)及び建築工事安全施工技術指針(平成7年5月25日付け建設省営監発第13号)を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

2. 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
3. 工事現場における現場代理人、管理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。
4. 名札には現場代理人、管理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
5. 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、大気汚染防止法、建築工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)
6. 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
7. 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
8. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
9. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
10. 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指導者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
11. 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
12. 受注者はトラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則私用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
13. 休日、夜間に作業を行うときは、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
14. 受注者は工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打ち合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
15. 受注者は工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の視点から、資機材の保管状況等に

についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

16. 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防衛措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
17. コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨の切断片等の飛散により、第三者及び作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずる。
18. 工事現場内及びその周辺の安全巡視を行い、災害防止に努める。
19. 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。
 - (ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
 - (イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。
20. 建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。

5. 工事現場管理

1. 工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
2. 受託者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
3. 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - (2) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
4. 工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)

6. 施工

1. 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき、行う。
2. 工事現場監督員は常駐できない為、疑問な点、その他打合わせ決定を要する事項は、監督員の出向いた時又は工事監理者へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

3. 不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
4. 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。

7. 技能士の適用

1. 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
 - (1) 職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
 - (2) 適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品・質の向上を図るための作業指導を行うこと。
 - (3) 氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。指定の無い作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	○とび作業

8. 周辺家屋の実施

1. 本工事に先駆け、町において周辺家屋等の事前調査を実施しているため、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。
2. 工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。

9. 記録

1. 電子納品：対象・**非対称**
2. 提出書類は下記の通りとする。
 - (1) 竣工図(製本1部、電子データ1部)(A4・**A3**・A2・原図版)
 - (2) 工事写真(写真帳1部(**着手前**・**竣工写真**))、電子データ(1部)
 - (3) 使用材料一覧表(1部(竣工図表紙裏面に貼付))、電子データ1部)
 - (4) 保全に関する資料
3. 竣工図は関係図面(原図貸与)を修正して作成すること。竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式及びオリジナル形式CD-R等に保存する。
4. 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来型が写真で的確に確認出来ること。
5. 工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区分	分類・規格
着工前	カラー・手札版又はサービスサイズ
工事中	カラー・手札版又はサービスサイズ
竣工	カラー・手札版又はサービスサイズ

6. 工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。

10. 工事用資材

1. 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

2. 県産材の使用

(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(2) 「県産材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

(ア) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材

(イ) (ア)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、徳島県産木材以外の木材を使用する場合は、徳島県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認書類を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、県産材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

(5) 県内の森林から直接調達するなど、事項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

3. 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地確認」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難で有り、使用出来ない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採事業者が加工・流通事業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書には平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

4. 県内産資材の使用

(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材

を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこのかりぎでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。

- (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの）

- (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品

注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。

注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工製造した製品も県内産資材として取り扱う。

注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

5. 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

6. 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（県内企業調達建材等）を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない

- (1) 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
(2) 試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
(3) 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が必要と認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事等
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

注1 低入札工事とは低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

注2 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- (4) 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものと

し、契約締結後、速やかに監督員と協議すること。

(5) 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

2章 解体仮設工事

1. ベンチマーク

1. 設計GLの設定は、BM(A-05参照)を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。

2. 足場

1. 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。

(1) 労働安全衛生法に基づく構造規格

(2) (社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めること。

2. 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

(1) 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

(2) 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

3. 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

4. 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

5. 外部足場(種類: 枠組本足場、安全手摺、シート仕様: 防音シート)

壁つなぎ間隔(水平方向、鉛直方向)

足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

6. 内部足場(種類: 内部仕上げ階段足場)

7. 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

8. 仮囲い(仕様: 成形鋼板H=2.0m、L=図示)

9. ゲート **有**・無 仕様: キャスターゲートW=5.0 m H=1.8m)

10. 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。

11. 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

12. 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル

以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を入れ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

3. 仮設物

1. 監督員事務所 有・**無**

5. 工事用用水、電力等

1. 既存電力利用(出来る、出来**ない**)、電力料金(有償、無償)ただし、施設管理者と協議すること。
2. 既存用水利用(出来**る**、出来**ない**)、用水料金(有償、**無償**)ただし、施設管理者と協議すること。
3. 但し、現地管理者との協議による。

6. 工事車両用駐車場・現場事務所用地等

1. 同用地は、敷地内を利用すること。
2. 但し、施設管理者との協議による。

7. 仮設トイレの洋式化

1. 受注者は当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

3章 解体施工

1. 一般事項

1. 空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。
2. 建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。
3. 解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。
4. 解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。
 - (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面
 - (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること)
 - (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと)
 - (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)

2. 工事の範囲

1. 構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリートト及び栗石底面まで行い撤去すること。

3. 事前処置

1. 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り回し時期については施設管理者、監督員と協議のうえ決定する。
2. 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合についても同様とする。
3. 事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。
 - (1) 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出すること。
 - (2) 調査結果は3年間保存すること。
 - (3) 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - (4) 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JISA1481-1によること。
4. 解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。
5. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、第一種特定製品の有無について、事前確認書により監督員に説明すること。

4. 構内舗装等

1. 舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理する。

5. 地下埋設物・埋設配管等

1. 解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。

6. 整地・埋戻し・盛土

1. 埋戻しは、(購入土・クラッシュラン・再生クラッシュラン・現場発生土・他工事の現場発生土)とする。
2. 敷地内(AS舗装部以外)を、(再生砕石)で整地を行う。
3. 再生砕石はRC-30程度とする。
4. 埋め戻し高さは図示による。
5. 整地範囲は図示による。

7. 工事中の排水

1. 工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

8. 墜落防止対策

1. 1.2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。
2. 手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、安全帯を使用したままの状態で行えるよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。

9. 浄化槽

1. 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置

4章 建設廃棄物の処理

1. 一般事項

1. 発生材の処理等は、次により適正に行う。
 - (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。
 - (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。

処分許可業者の会社名	(株)青藍
処分許可業者の住所	阿南市桑野町尾花17番地
運搬距離	60.0km
種類	コンクリート（無筋）
	コンクリート（有筋）
	アスファルト
	ガラス、タイル類
	木材
	廃プラ
	石膏ボード

なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則と

して優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

- (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
2. 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む．），土砂，碎石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という．）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。受注者は，COBRISの入力において，資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
3. 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。